

奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、帯広スズキ株式会社(以下、「弊社」という)に将来勤務する有能な自動車整備士を育成するため、奨学金の貸付について基本的に必要な事項を定める。

(貸与対象者)

第2条 国家自動車整備士2級または1級の資格を取得するため、その自動車整備関係の学科(以下「整備学校」という)に入学または在学する者で、その整備士資格を取得後、弊社での就業を希望する者を奨学金貸与の対象者とする。ただし、類似の奨学金(自動車整備士として特定の会社に勤務することを条件とした奨学金等をいう)を既に受給した者またはこれから受給しようとする者は対象外とする。

(奨学金の申込)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出し選考を受けなければならない。

- ① 「奨学金申請書」【様式1】
- ② 履歴書(写真)貼付
- ③ 健康診断書
- ④ 整備学校の在学証明書、又は入学内定を証明する書類
- ⑤ 直近の成績証明書(整備学校入学前の者、在学1年未満の者は最終学歴卒業時の成績証明書)
- ⑥ 連帯保証人の印鑑証明書

(奨学金の貸与額等)

第4条 奨学金の貸与額については次のとおりとする。

整備学校(2年課程および4年課程)の入学金、授業料、実習費、施設費などの相当額として240万円を上限として無利子貸与する。

(貸与期間)

第5条 貸与期間は、入学または在学する整備学校が定める正規の修学年限の範囲内で、貸与を決定した日の属する年度から卒業する日の属する月までとする。

ただし、認定日が年度途中であっても、年度当初(入学時)にさかのぼって貸与することができる。

(貸与の決定)

第6条 「奨学金制度規程」に定める資格要件及び申請者の「人物、健康、学力等」を「面接、提出書類、弊社所定の試験等」により総合的に審査し、奨学金貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(契約書の提出)

第7条 奨学金の貸与の決定を受けたものは、速やか弊社と「奨学金貸与契約書」【様式2】を以って契約を締結しなければならない。

(法定代理人及び連帯保証人)

第8条 申請者は、前条の奨学金貸与契約書締結にあたり、法定代理人1名及び連帯保証人1名をたてなければならない。

連帯保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあっては、その保護者(親権を有する者または未成年後見人)とし、成年者の場合にあっては、原則として父母、未成年者を除く兄弟またはこれに代わるものとする。

(届出)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を弊社に届け出なければならない。

- ① 退学、休学または復学したとき
- ② 停学等の処分を受けたとき
- ③ 転学、編入学、留年又は退学したとき
- ④ 連帯保証人を変更するとき
- ⑤ 本人、連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の返済)

第10条 奨学金の返済は次のとおりとする。

- ① 時期： 弊社へ入社後、毎月弊社の指定の口座に振込む
- ② 金額： 1回～36回 毎月 円 37回～60回 毎月 円
- ③ 返済予定期間： 5年・60回支払
(返済開始予定月 年 月、返済終了予定月 年 月)
- ④ 返済総額： 円

(奨学金の返済の猶予・免除)

第11条 弊社に勤務しているあいだは、その奨学金の返済を猶予する。

また、下記の在籍年数に応じて、返済を免除する。

- ① 3年間弊社に在籍した時点で、残金(貸与金額の半額)の返済を免除する。
- ② 5年間弊社に在籍した時点で、貸与金額の全額の返済を免除する。

(奨学金貸与の取止め、一括返済)

第12条 奨学金の貸与を受けている者(以下、「奨学生」という。)が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金を貸与しないものとする。

また、すでに貸与した奨学金全額を、弊社に一括返済するものとする。

ただし、「休学、留年」については、やむを得ない事由がある場合、弊社に願い出ることによって上記措置が猶予される場合がある。(*猶予を認めるか否かは弊社判断)

- ① 整備学校に入学しなかった、または不合格となった場合
- ② 整備学校を退学、または長期にわたって欠席した場合
- ③ 傷病のため修学の見込みがないと弊社が判断した場合
- ④ 停学、その他の処分を受けた場合
- ⑤ 留年するなど、学業成績または性行が著しく不良となったと弊社が判断した場合
- ⑥ 在学中、2級整備士資格を取得できなかった場合
- ⑦ 弊社に採用されなかった場合
- ⑧ 弊社に入社後、5年以内に退職した場合 (在籍期間を基に一括返済額を決定する)

(紛争の解決)

第13条 奨学生との間で、本規程に関して裁判上の紛争が生じた場合は、弊社所在地を直轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

また本規程に定めのない事由が発生した場合は、互いに誠意を持って協議の上解決するものとする。

附則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

奨学金制度概要

R5.4.1

帯広スズキ株式会社

申込資格

- ・「国家自動車整備士2級または1級」の受験資格が得られる全国の自動車整備士養成校(自動車整備専門学校、自動車短期大学、職業訓練校など)に進学を希望する学生または在学中の学生
- ・学校を卒業後、弊社にサービスエンジニアとして入社を希望する方

募集人員

若干名

奨学金貸付額……(無利子貸与)

大学・短期大学・専修学校在学生(2・1級整備士課程)対象

- ・2級整備士課程(2年制) 最大 168万円 (月々 70,000円 × 24回)
- ・1級整備士課程(4年制) 最大 240万円 (月々 50,000円 × 48回)

*整備士学校入学前は一括支給も可能

奨学金の返済

- ①弊社に勤務する間は、返済を猶予する
 - ②弊社に入社後、勤続3年経過で奨学金半額の返済を免除する
 - ③弊社に入社後、勤続5年経過で奨学金全額の返済を免除する
- *入社後5年間勤続した時点で奨学金が全額返済免除……自己返済分は0になる

奨学金の貸与取りやめ、一括返済

- *以下に該当した場合は、奨学金を打ち切り、すでに貸与した奨学金金額を一括返済するものとします。
 - ・学校に入学しなかった、または不合格となった場合
 - ・学校を退学、休学、留年、転科または長期にわたって欠席した場合
 - ・傷病などのため修学の見込みがないと弊社が判断した場合
 - ・停学、その他の処分を受けた場合
 - ・公序良俗に反する行為を行った場合
 - ・学業成績または性向著しく不良となったと弊社が判断した場合
 - ・弊社に採用されなかった場合
 - ・弊社に入社後、5年未満で退職した場合(勤続年数を基に奨学金返済額を決定)

奨学金申請の流れ

R5.4.1

帯広スズキ株式会社

奨学金制度に興味のある方 まずは、弊社担当にご連絡下さい。
面談させていただき、制度について詳しく説明致します。

① 受付期間



*高校3年生の生徒

入学手続き前
(3年生の10月～3月末まで)

*整備士学校在学生徒

入学(進級)4月～6月

② 申込……必要書類の提出



- ・「奨学金申請書」様式1
- ・履歴書(写真)貼付
- ・健康診断書
- ・整備学校の在学証明書、または入学内定を証明する書類
- ・直近の成績証明書(整備士学校入学前の者、在学1年未満の者は最終学歴卒業時の成績証明書)
- ・連帯保証人の印鑑証明書

③ 選抜試験……面接・審査



*高校3年生の生徒

- ・必要書類審査後速やかに実施
 - ・面接、YG性格検査、TAP適正検査、作文
- (承認/不承認の結果を申請者の方に書面にてご連絡致します)

*整備士学校在学生徒

- ・6月末までに実施

④ 奨学金貸与の契約



- ・承認された方は、契約書の記入、捺印をしていただきます
 - ・その際、法定代理人および連帯保証人の自署、捺印が必要です
- *奨学金貸与契約書 様式2
*4月に入学後、在学証明書を提出(高校3年生)

⑤ 弊社より、指定口座に奨学金が振り込まれます・指定期日までに申請者指定の口座に奨学金を振込みます

